

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年5月13日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ペルー国リマカヤオ都市圏公共交通マスタープラン策定プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：ペルー国リマカヤオ都市圏公共交通マスタープラン策定プロジェクト

調達管理番号：26a00079

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとしします。

2026年5月13日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ペルー国リマカヤオ都市圏公共交通マスタープラン策定プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年7月～2028年10月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の17%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度(2027年2月頃)
- 2) 2027年度(2028年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 都市・地域開発グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

| No. | 項目 | 日程 |
|-----|-------------------------|--|
| 1 | 資料ダウンロード期限 | 2026年 5月 19日 まで |
| 2 | 企画競争説明書に対する質問 | 2026年 5月 20日 12時まで |
| 3 | 質問への回答 | 2026年 5月 25日 まで |
| 4 | 本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限 | 2026年 6月 5日 12時まで |
| 5 | プレゼンテーション | 行いません。 |
| 6 | 評価結果の通知 | 2026年 6月 16日 まで |
| 7 | 技術評価説明の申込(順位が第1位の者を除く) | 評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。 |

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限

- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/2zYAesWpEz>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「26a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。
- ⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトのアウトプット、調査項目の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

| No. | 提案を求める事項 | 特記仕様書（案）での該当条項 |
|-----|--|--------------------------|
| 1 | 交通需要予測モデルのレビューのポイント及び想定される更新手法 ² （新 | 第3条2. （4）交通需要予測モデル（M- |

² 本業務で使用される需要予測モデルデータを配布します。

| | | |
|---|---|---|
| | たな携帯電話位置情報が購入できた場合と、できない場合のそれぞれの対応について提案を行うこと) | TRES) の更新 |
| 2 | マスタープランを構成する基幹公共交通システムの選定手法に関する方法論(温暖化ガス削減効果、コベネフィット対策、社会的包摂性の改善の視点は含めること)。 | 第3条2. (5) 基幹およびフィーダー公共交通モードの関係 (8) 温暖化ガス排出削減効果等の把握 (9) コベネフィット型気候変動対策 (14) ジェンダー及び社会的包摂性に係る政策提言 |
| 3 | 需要配分ネットワーク上のフィーダー公共交通ネットワーク設定の考え方、およびパイロット地区でのフィーダー交通システムに関するパイロットスタディの方法論 | 第3条2. (5) 基幹およびフィーダー公共交通モードの関係 第4条2. (1) 公共交通マスタープランの検討 ① 選定されたパイロット地区におけるフィーダーシステムのパイロットスタディ(現状の課題を把握した上での許可バスネットワークの改善のためのケーススタディ) |
| 4 | ペルー政府がPPPを志向する中でマスタープランレベルでのマーケットサウンディング手法、およびその結果を基幹公共交通システムの整備優先順位の設定等に活用するための方法論 | 第3条2. (6) ②実施および投資のためのタスクフォース (7) PPP活用のためのマーケットサウンディング |
| 5 | 業務主任者を含む業務実施体制全体において、どのような人材活用の方針の下で業務を遂行するのかについて提案を求める。特に、業務主任者自体を若手業務従事者が担う体制を含め、若手業務従事者が対外的な | |

| | |
|--|--|
| <p>折衝等の中核的業務の中で果たす役割の具体性、意思決定プロセスへの関与の度合い、ならびに指導・レビュー体制について提案すること。本提案において、主体的な責任を担い得る若手人材が業務の中核を担う体制が合理的に構築されている場合には、当該体制及び人材活用の考え方を評価の対象とする。上記の観点では、業務管理グループの若手加点ではなく、「業務実施方針」及び「要員計画・体制」に関する評価において、業務の質、実効性及び成果の確保に資するか、という観点から評価する。</p> | |
|--|--|

3. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待されるアウトプットの発現に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025年9月1日～2025年9月12日（現地調査開始から詳細計画策定調査のミニッツ署名まで）
- ・ R/D署名：2026年3月6日

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 調査実施方針

JICAは2024年8月～2026年1月に「リマカヤオ都市圏において公共交通シフトがもたらす気候変動緩和効果に係る情報収集・確認調査（公共交通システムの検討）」（以下、「基礎調査1」という）及び「リマカヤオ都市圏において公共交通シフトがもたらす気候変動緩和効果に係る情報収集・確認調査（気候変動対策）」（以下、「基礎調査2」という）を実施しており、本プロジェクトで検討される公共交通マスタープランにおいては、これら基礎調査の結果を踏まえる。

また、公共交通マスタープランを構成するプロジェクトや施策の検討にあたっては、経済効果、費用に加え気候変動対策やシナジー・トレードオフ等のコベネフィットアプローチ、公共交通の社会的包摂性なども考慮したESG（環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance））、ペルー政府がPPPを志向する中でマスタープランレベルでのマーケットサウンディングの結果も踏まえた優先順位付けを行う。

(2) プロジェクト実施体制

プロジェクト実施機関は、リマカヤオ都市交通機構（Autoridad de Transporte Urbano para Lima y Callao、以下、「ATU」という）である。ATU 計画局長が Project Director、同計画副局長が Project Manager となる。

① 合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）

本プロジェクトでは、調査方針や公共交通マスタープランの内容を議論、確認し、意思決定を行う場として、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee、以下、「JCC」という。）を設置する。

JCC 議長は ATU 総裁とし、JCC の構成メンバーは、R/D の Annex 5 に記載のとおり。JCC には政策に関する決定権を持つ中央省庁の局長相当以上の職位にある者の参加を予定している。

第1回 JCC は、事業開始（最初の調査団の現地到着日）から3か月以内に開催し、年2回の頻度で開催を想定している。

受注者は、JCC を円滑に開催できるよう、会議開催に係る準備（会議資料作成を含む）、運営、議事録の作成等で実施機関を支援する。

② プレ JCC の開催

ATU は 2025 年 11 月 17 日にプレ JCC を実施しており、運輸通信省、住宅建設上下水道省、経済財政省、環境省、リマ市が参加した。

プレ JCC では、都市モビリティ計画（Plan de Movilidad Urbana、以下、「PMU」という）、基礎調査1および2、本プロジェクトの詳細計画策定調査について結果報告及び意見交換が行われ、公共交通マスタープランの実現に向けてセクターを越えた関係組織の連携、協働責任の必要性について確認された。

(3) 都市モビリティ計画と公共交通マスタープランの関係

ATU は、米州開発銀行（Inter-American Development Bank、以下、「IDB」という）の支援を受けて、リマカヤオ首都圏における戦略レベルの長期的かつ包括的な都市交通計画である PMU を策定している。公共交通マスタープランの策定にあたっては、PMU の計画理念であるビジョンと6つの原則を引き継ぎ、PMU で提案されたプロジェクトリストを踏まえつつ、需要予測、経済性、温暖化ガス排出削減効果、社会的インパクト等の総合的観点から優先すべき政策、プロジェクトを包含するマスタープランを作成する。

(4) 交通需要予測モデル (M-TRES) の更新

M-TRES (Modelo de Transporte Estratégico) は、ATUが作成しているリマカヤオ首都圏における交通需要予測モデルであり、携帯電話位置情報を用いて2021年にバージョン1.0、2023年にバージョン1.1が開発された。

その後、PMUで実施された6,000世帯を対象とした家庭訪問調査及びその他交通調査の結果を活用し、バージョン2.0に更新されている。さらに、基礎調査1において、より説明力があるモデルに更新をされている。

公共交通マスタープランの検討では、本業務の予算制約とATUが利用可能な手法を導入するという観点から、基礎調査1にて更新されたM-TRESとATUが利用しているTransCAD 10を用いて交通需要予測を行うことを想定している。

なお、基礎調査1で更新したM-TRESは2019年の携帯電話位置情報をベースとしている。本業務ではATUの負担により携帯電話会社から購入する新たな携帯電話位置情報³を用い、更なる更新を図ることを想定している。ただし、ATUの予算制約によりこれが叶わない場合もあり得るところ、業務開始3カ月以内にATUが予算確保の可否を判断する予定であり、ATUが携帯電話位置情報を購入しない場合の対応⁴については発注者と協議の上、決定する。

(5) 基幹およびフィーダー公共交通モードの関係

公共交通マスタープランは、MRT、BRT、幹線バス等の基幹公共交通システムの将来像の提示を目指すものである。しかしながら、現状のリマの人流は、許可バス路線等のフィーダー公共交通モードの分担率が高く重要な存在であり、またフィーダー公共交通モードのネットワーク状況により基幹公共交通モードが担う旅客需要も影響を受ける。

本業務で需要予測を行う際には、何らかのフィーダー公共交通モードのネットワークを前提条件として設定し（注：基礎調査1で改良したM-TRESでもフィーダーネットワークは設定している）、基幹公共交通モードの各代替案について需要配分を行うことを想定している。そして、交通需要の分担を含めた総合的な評価を行い、最も妥当な代替案を公共交通マスタープランに位置付けることとなる。

なお、上述のようにフィーダー公共交通モードの重要性も踏まえ、第4条2.

(1)の⑩に記載とおり、「選定されたパイロット地区におけるフィーダーシス

³ 基礎調査1により作成された更新M-TRESモデルのレビューのポイント及び想定される更なる更新手法、また購入する携帯電話位置情報の定義・仕様を検討する上で確認すべき事項をプロポーザルにて提案する。なお、提案をする際には基礎調査1で集めた情報を活用すること。

⁴ 提案を求める事項1で、携帯電話位置情報購入ができない場合の提案も行うこと。

テムのパイロットスタディ（現状の課題を把握した上での許可バスネットワークの改善のためのケーススタディ）」を行うとしている。フィーダーネットワークの複数代替案を設定し、当該地区の基幹システムも含めた公共交通システムが取り込む旅客需要の感度分析を行い、公共交通マスタープランの政策提言の作成に活用する。

このパイロット地区におけるフィーダーシステムの比較検討については、ATUが2027年10月頃を目途に許可バス事業に関する政策提言に活用することを予定しているため、プログレスレポート（事業開始6カ月後）に本検討内容を含める。

（6）ステークホルダーの意見を聴取するメカニズム

公共交通マスタープランの策定のため、公共交通事業者、民間企業や投資家等のステークホルダーの意見を聴取するプラットフォームとして、以下の会議を設置する。

① テクニカルワーキンググループ

本プロジェクト開始後半年以内にATUは、関係省庁、関係自治体、他ドナー、交通事業者等を構成員として、各分野の専門的知見を求め、協議及び情報共有を行うことを目的としたテクニカルワーキンググループを立ち上げる（年4回（全8回）程度を想定）。受注者は同テクニカルワーキンググループに提供する資料の作成を支援する。

② 実施および投資のためのタスクフォース

公共交通の整備・開発の主要課題のひとつは資金調達であること及びペルー政府が民間資金の活用を強く志向していることから、メトロ等の基幹的公共交通システム整備にPPPスキームを活用すること念頭に置く。ペルー国内外の潜在的関心企業や官民の金融機関への公共交通マスタープランの優先政策・プロジェクトに関する早期の情報共有および意見聴取のために、プラットフォーム「実施および投資のためのタスクフォース」をプロジェクト開始後の早い段階で設置する。タスクフォースの構成は、プロジェクト開始後、JCC およびテクニカルワーキンググループにおいて協議される。受注者は同タスクフォースに提供する資料の作成を支援する。

(7) PPP (Public Private Partnership) 活用のためのマーケットサウンディング

ペルー政府は資金調達手法として PPP に高い関心を示しているが、公共交通マスタープランに包含されるプロジェクト候補の PPP 案件としての可能性の検討及び整備優先順位を判断する上で、PPP に対する潜在的関心企業からの事前情報収集（マーケットサウンディング）が重要となる。一般的には、PPP のマーケットサウンディングは FS 及び入札図書準備段階で実施されるものであるが、本プロジェクトではマスタープランの段階でこれを行う⁵。「実施および投資のためのタスクフォース」において情報提供を図り、企業側の意向はマーケットサウンディングにより個別に把握することを想定している。経済財政省（MEF）傘下で PPP 推進機関である ProInversion へのヒヤリングを通じ、ペルーにおける PPP 関連の手続きについても、洗い出しを行う。

(8) 温暖化ガス排出削減効果等の把握

ペルー国の NDC (Nationally Determined Contribution、国が決定した貢献) を踏まえ、GHGs の削減量を可視化することで、当該マスタープランにリストアップされる公共交通システム整備に対する社会的な支持を高め、その結果多様な気候基金の獲得につながる可能性がある⁶。例えば、NDC の国内における実施戦略や計画、次期 NDC にかかわる文書、2028 年に提出される隔年透明性報告書 (BTR) において、公共交通マスタープランで提案される優先政策・プロジェクトが、モニタリング・トラッキング可能な形で NDC の実施手段として位置づけられることは、当該優先政策・プロジェクトが社会的、政治的な支持を受けるとともに調査、事業資金に気候基金その他のソフトローン等の活用の可能性を広げる。

本業務においては、基礎調査 2 の結果を踏まえ、交通需要配分モデルに基づく当該マスタープラン提示事業全体の GHGs 削減量の推計と、建設が予定されるメトロ等については、同基礎調査 2 で提案された算定式（メトロ 1、2 及び BRT 延伸部分）を基本に、NDC 進捗管理のための簡易手法について検討する。GHGs の算定においては、他のドナーや気候変動対策に関心がある民間金融機関や投資家が、公共交通マスタープラン提案事業の実施に当たっての資金計画やリスク分担を検討するための情報となるよう整理する。

⁵ マスタープランレベルでのマーケットサウンディング手法、調査結果の取りまとめ項目についてプロポーザルにて提案する。

⁶ GHGs削減効果に関する評価手法を含め、マスタープランを構成する要素プロジェクトの選定手法に関する方法論をプロポーザルにて提案する。

これらの取組みについてはペルー側とも議論を重ね、NDC 進捗状況の定量化についても、マスタープランを構成する基幹公共交通システムを選定する基準の一つとする。

(9) コベネフィット型気候変動対策

本業務においては、JICA グローバルアジェンダ「気候変動」の協力方針やコベネフィット型気候変動対策に基づき、大気汚染等シナジーやトレードオフなどコベネフィットを考慮したペルーの運輸交通セクター等の気候変動分野における排出量の把握、気候変動緩和効果の算定及びモニタリング・報告・検証（MRV）を検討する。

なお、大気汚染等を含むコベネフィット対策の検討にあたっては、ポリシーブリーフ⁷と JICA が提示する資料を参照に、発注者と相談しながら調査を進める。

2024 年 3 月 UNEA6 において採択された「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進」に関する決議は、日本とペルーは共に決議文書提案 6 カ国に名前を連ねており、コベネフィット・シナジー等の観点においても重要となる。これらの取組みについてはペルー側とも議論を重ね、上記を踏まえた対策として位置付けられるよう、とりまとめを行う。

(10) ビジネスモデルの検討

ATU 計画局は、運行事業者の車両等の近代化投資の促進や秩序ある運行のために、ビジネスモデル（規制機関と運行事業者の責任および費用分担、料金設定、運行事業者への路線の割り当てルール等の総体を指す）の改善と行政当局の監督強化の必要性を認識している。基礎調査 1 においてリマ・カヤオ、ボゴタ、メデジン、サンチャゴの公共交通整備・運営のビジネスモデルを調査している。本業務においては、新たに ATU からの要望であるアジアの大都市圏等を対象に、文献調査により各都市での課題と取組を把握する。これらの結果を踏まえ、ATU と協議の上、リマ・カヤオ首都圏にとって望ましいビジネスモデルを検討し、当該マスタープランに関係施策の方向性を盛り込む。

(11) TOD (Transit Oriented Development) の理解促進

ATU はメトロネットワークの設定において TOD の可能性を検討すること、及び事業の財務的内部収益率の改善策としての LVC (Land Value Capture) の可能性に高い関心を有している。メトロネットワークの代替案設定に当たっては、沿線

⁷ [policybrief_05.pdf](#)

での TOD の可能性も考慮事項とする。

JICA はペルー国において「TOD (Transit Oriented Development) 能力強化プロジェクト」(2022-2025) を実施しており、同プロジェクト終了後には、TOD ガイドラインが住宅建設上下水道省承認を受けている。

本プロジェクトでは、ATU を中心に、関連機関である住宅建設上下水道省、リマ市、カヤオ市及び運輸通信省を対象とした TOD セミナーを実施し、公共交通マスタープランにおける TOD 及び LVC のあり方について、関係者間で共通認識を図る。

(1 2) 他ドナーによるプロジェクトとの連携

世界銀行は、リマ市内において最新の交通信号システム、管制センターの改善、違反検知システム導入等、路上交通管理に関する支援を予定している。本業務にあたっては、同支援の内容を確認し進捗状況を踏まえた上で、ATU とも協議し公共交通マスタープランに反映させる。このほか、メトロ 2 号線等の整備を支援する世界銀行、IDB、AFD、KfW などの他ドナーと連携した当該マスタープラン事業の支援に関する連携も視野に入れた調整、意見聴取およびそのマスタープランへの反映を検討する。

(1 3) 戦略的環境アセスメント (SEA)

SEA はペルー環境省が定める「国家環境影響評価システム (El Sistema Nacional de Evaluación de Impacto Ambiental, 以下「SEIA」という)」において、環境管理のための手段として定義されている。

SEA は ATU にとって経験のない業務となるため、受注者は公共交通マスタープランの SEA プロセスについて ATU 担当職員がその手法について習熟できるよう支援を行うことに留意する。

ペルー環境省による SEA 実施の要求項目は 2025 年 2 月に採択された No. 00039-2025-MINAM により簡素化され、環境省 (MINAM) によるコメントを受けて SEA を最終化する形式となった (MINAM 承認は不要)。これにより、PMU で実施した SEA よりも簡略化しての実施が可能となった。

なお、ATU が独自に大気汚染項目及び騒音の測定を行っているモニタリングデータがあり、現時点で 75 か所 (2027 年には 100 か所に増設予定) のモニタリングポイントを有する。2025 年 10 月より一般公開を目指しており、SEA を実施時のベースラインデータとしての活用も検討する。

最新の SEA については、ペルー側に確認の上、業務を進めるが、本業務に関する予算の制約も踏まえ、本業務での SEA のプロセスについては、その合理化を希

求する。

(14) ジェンダー及び社会的包摂性に係る政策提言

公共交通マスタープランのジェンダー配慮等については、本業務において協議・情報収集を行い、公共交通システムの整備が女性の社会参加に貢献するとの視点を提示するとともに、ハラスメントの防止、運輸セクターにおける女性の就業機会の確保、バリアフリー等についても公共交通マスタープランにおいて政策提言を行う。

ATU は社会的包摂性 (Social inclusion) への関心が高く、所得階層の分布とメトロネットワークの関係性を示す図を作成し、低所得層居住地域へのメトロネットワークアクセスが弱い点を課題と認識している。ネットワーク代替案の検討および総合評価においては、社会的包摂性を重要な観点としてとらえ、女性、子ども、高齢者、障害者等、様々な人たちにとって利便性・快適性・安全性・アクセシビリティの高い公共交通システムの実現への寄与も評価する。

(15) 調査の内容・結果の確認

本業務の実施に当たっては、最終的な結果のみならず、途中段階でも都度 ATU および JICA と協議議事録等で調査内容・結果の確認を行う。ATU に進捗や結果を提示する際には、事前にその内容について JICA の了承を得る。

なお、協議や現地調査には社会基盤部のみならず、ペルー事務所等の関係部署等からも参加する。

現地調査の実施時にあたっては、事前に調査の目的、内容、スケジュール、手法等を説明する資料を準備の上、JICA と協議を行う。調査期間中は、適宜、進捗をメール等で JICA に報告し、関係機関との面談実施後は速やかに議事録を JICA に共有する。

(16) 現地リソースの活用

本業務の実施にあたり、現地事情や制度、技術基準に精通した中南米人材を適切に活用し、現地文脈に沿った調査の実施、高品質の西語文書の作成及びプレゼンテーション、実施機関との円滑な意思疎通を図る。

(17) JICA 企画部サステナビリティ推進室等との連携

上記、第3条 2. (8) 温暖化ガス排出削減効果等の把握及び (9) コベネフィット型気候変動対策にかかる事項に関しては、JICA 企画部サステナビリティ

推進室や関連する部署等に対し、調査方針や手法について協議の上で進める。

(18) 国内支援委員会の設置

本プロジェクトにおいては国内支援委員会を設置する。国内支援委員会の実施にあたっては、事前にプロジェクトの進捗、委員会での確認事項、スケジュール等を説明する資料を準備の上、JICA と協議を行う。委員会実施後は速やかに議事録を JICA に共有する。

国内支援委員は、基礎調査において JICA が委嘱した有識者 3 名により構成するが、若干名の委員の追加の可能性がある。

(19) 広報

公共交通マスタープランの実現のためには同マスタープランに対する理解促進が不可欠であるところ、同マスタープランの内容や意義、具体的な取組をリマ、カヤオの市民・関係者に広報するための広報資料（Web コンテンツおよび公共交通ネットワーク計画のマップを含むパンフレット等）を作成する。

作成された Web コンテンツを用いた広報は、ATU の負担により、ATU のウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキングサービス（SNS）を通じて行うことを想定している。

(20) 日本企業との情報交換

公共交通マスタープランの作成に際しては、ペルー国へのインフラ輸出に関心を有する日本企業との情報交換および要望の聞き取りを行う。なお、国土交通省の「中南米地域へのインフラ海外展開に関する官民連携プラットフォーム（PLACIDA）」が存在する。

(21) 収集資料・データの利用・公開に向けた対応

- ▶ 本業務で収集する資料及びデータ等については、対象地域への進出を検討している民間企業や他援助機関等への参考情報として、外部公開することを想定している。
- ▶ データの取得に当たっては、文献や C/P への照会等を通じて相手国の法令における所有権及び利用権についても調査し、発注者に提出する。
- ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等については、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時に提出す

る。

- データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROMに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
- 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

上記「第1条 業務の目的」を達成するために、上記「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。

(1) 公共交通マスタープランの検討

- ① 「リマカヤオ都市圏において公共交通シフトがもたらす気候変動緩和効果に係る情報収集・確認調査」およびPMUのレビュー
- ② 新規購入を予定しているビッグデータを使った需要予測モデル（M-TRES）の更新
- ③ 公共交通システムの将来ネットワークの代替案設定
- ④ 各代替案を達成するために要する概算費用と技術的・社会的な課題の検討
- ⑤ 各代替案の交通需要予測
- ⑥ 各代替案の経済的・社会的・環境的インパクト、費用、その他課題の総合的な検討
- ⑦ SEA実施による関係者からの意見招請、各代替案の戦略的な評価
- ⑧ 最適代替案の選定、それがもたらす社会的・経済的効果（総移動時間の短縮、大気汚染物質の排出量削減）およびそれを構成する幹線公共交通システムの適切なモードの提案
- ⑨ 最適ネットワークの段階的整備計画（短期・中期・長期計画等）の策定（優先施策の特定を含む）
- ⑩ 優先政策・プロジェクトの実施スキーム（公共事業またはPPP、円借款、海外投融資等、適切な資金調達スキームを含む）の提案
- ⑪ 選定されたパイロット地区におけるフィーダーシステムのパイロットスタデ

ィ（現状の課題を把握した上での許可バスネットワークの改善のためのケーススタディ）

- ⑫ マスタープランの実施上の課題の特定と対応策の提言
- ⑬ マスタープランモニタリング方法論の提案

（２） 各種報告書の作成

受注者は「第5条 1. 報告書等」に記載のとおり、発注者への報告書の提出を行う。

（３） 気候変動緩和効果算定の方法

将来公共交通ネットワークの検討においては、プロジェクト全体のGHGs排出削減量及び大気汚染緩和効果の算定を行う。加えて、継続的・定期的な実施を目的としたモニタリング・報告・検証（MRV）の手法をとりまとめ実績値や推計値を算定する。

これらの検討については、基礎調査2の成果を参考とし、ペルー側に加えてJICA企画部サステナビリティ推進室等に対しても進捗報告として共有し、調査内容・結果の確認を行う。

（４） マーケットサウンディングの実施

PPP事業におけるマーケットサウンディングは、一般には、FS及び入札図書準備段階で実施されるものであるが、本プロジェクトにおいては、マスタープラン作成段階でこれを実施し、優先プロジェクトを検討する。

実績を有するドナーや多様な民間事業者等に対する意見聴取の実施方法は、相手側の関心事項に応じて、公開型、個別・非公開型等の工夫をする。

（５） 戦略的環境アセスメントの実施

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）（以下、「JICA環境社会ガイドライン」という）に基づき、戦略的環境アセスメントの考え方（プロジェクトよりも上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）レベル（以下、「PPPレベル」という）の環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにする）を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

主な調査項目は、以下のとおり。

- (ア) 政策、計画等の目的・目標の検討
- (イ) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - (a) 環境社会配慮（環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - (b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離
 - (c) 関係機関の概要
- (ウ) 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）
- (エ) 合理的な範囲で目的を達成するための代替案の検討
- (オ) スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- (カ) ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- (キ) 影響の予測
- (ク) 影響の評価及び代替案の比較検討（PPP レベル）
- (ケ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- (コ) モニタリング方法の検討
- (サ) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境ガイドライン」別紙 5 を参照する）

(6) セミナー

本プロジェクトにおいて、ATU、関係行政機関、公共交通事業者、PPP 事業への参加の可能性がある企業およびドナー機関等を対象とした参加者 30～100 人程度の現地セミナーを 5 回程度開催することを想定しているが、セミナーの回数、内容、参加者については予算制約も踏まえ、発注者および ATU と協議し決定する。現時点で想定しているセミナーのテーマは、ATU 職員の能力向上、民間企業の関心誘引、TOD の促進、マスタープランの周知である。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出

する部数であり、相手国実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

| 報告書名 | 提出時期 | 言語 | 形態 | 部数 |
|-----------------------|----------------|-------|--------|------|
| 業務計画書 | 契約締結後 10 営業日以内 | 日本語 | 電子データ | - |
| インセプションレポート (IC/R) | 初回現地調査前 | 英語/西語 | 電子データ | - |
| プロGRESSレポート (P/R) | 調査開始から 6 か月後 | 英語/西語 | 電子データ | - |
| インテリム・レポート (IT/R) | 調査開始から 12 か月後 | 英語/西語 | 電子データ | - |
| ドラフト・ファイナルレポート (DF/R) | 調査開始から 18 か月後 | 英語/西語 | 電子データ | - |
| ファイナルレポート (F/R) | 契約履行期限末日 | 英語 | 製本 | 5 部 |
| | | | CD-ROM | 4 部 |
| | | 西語 | 製本 | 10 部 |
| | | | CD-ROM | 4 部 |
| | | 日本語 | 製本 | 5 部 |
| | | | CD-ROM | 3 部 |
| 業務完了報告書 | 契約履行期限末日 | 日本語 | 電子データ | - |
| 調査データ | 契約履行期限末日 | 作成言語 | CD-ROM | 3 部 |

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書 (日本語)

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) インセプションレポート (IC/R)

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制 (JCC の体制等を含む)
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 詳細活動計画 (Technical working Group (TWG) および Taskforce for Implementation and Investment (Taskforce) 等の活用)
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 相手国実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

(3) プログレスレポート (P/R)

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① 基礎調査 1 及び 2 のレビュー
- ② 社会経済フレームワーク
- ③ 将来ビジョンと戦略的目標
- ④ 評価基準、代替シナリオ
- ⑤ パイロット地区におけるフィーダーシステムの比較検討

(4) インテリム・レポート (ITR)

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① 交通需要予測モデル (MTRES) および総合交通システムの最適案
- ② マスタープランの骨子

(5) ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① 段階的な実施計画、組織・財務面の提案
- ② モニタリング体制の提案
- ③ 事業モデルと資金調達案

(6) ファイナルレポート (F/R)

上記 (5) へのフィードバックを踏まえて更新し、Executive Summary も取りまとめる。

(7) 業務完了報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み、課題等について、記録として作成する。

- ① ファイナルレポートの要約
- ② 活動内容（調査）
調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③ 活動内容（技術移転）
現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述
- ④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）
- ⑤ 今後の公共交通マスタープランの提案事業実施スケジュール（資金調達の見込み等）
- ⑥ 策定した計画の具現化に向けての提案
添付資料
 - (ア)業務フローチャート
 - (イ)業務人月表（最終版）
 - (ウ)研修員受入れ実績
 - (エ)合同調整委員会議事録等
 - (オ)その他調査活動実績

2. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（TWG、Taskforce 等の活用）
- (4) 活動に関する写真
- (5) 業務従事者の従業計画／実績表
- (6) 貸与物品リスト
- (7) 支払計画
- (8) 打合簿取り交わし状況リスト

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

| | 項目 | 概要 | 数量 | 見積の取扱 |
|---|-----------------------|-----------------------------|----|-------|
| 1 | 戦略的環境アセスメント（環境社会配慮）調査 | 第3条2.（13）および第4条2.（5）に記載の通り。 | 一式 | 定額計上 |

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国名： ペルー共和国（ペルー）

案件名：（和名）リマカヤオ都市圏公共交通マスタープラン策定プロジェクト
（英名）Project for Development of Public Transport Master Plan for Lima and Callao

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における運輸交通セクター/ リマカヤオ首都圏地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

現在、リマカヤオ首都圏における公共交通は、BRT (Metropolitano) と都市鉄道 1 号線等が運行している他、8 路線の都市鉄道計画があり、2 号線は 2028 年の全線開通を予定している (2025 年 12 月時点で一部区間試運転中)。一方、3 号線・4 号線は F/S 調査 (フィージビリティスタディ) 終了後に調達プロセスが中断、5 号線・6 号線はコンセプトレベルに留まっており、深刻化する公共交通の容量不足への対応が急務の課題である。

このような背景の中、リマカヤオ都市交通機構 (Autoridad de Transporte Urbano para Lima y Callao、以下、「ATU」という) は 2042 年を目標年次とした「都市モビリティ計画」 (Plan de Movilidad Urbana、以下「PMU」という) を 2025 年に策定した⁸。PMU はリマ市およびカヤオ市の都市開発計画を踏まえた戦略的な都市モビリティや交通マネジメントに関する長期計画であり、すべての交通手段 (都市部における人と物資の移動に関するすべての交通手段と政策) を含む包括的な内容である。一方、人口増が続くリマカヤオ首都圏において、公共交通に関する課題 (幹線システムの未発達、小規模なフィーダーバスサービスへの過度な依存と複雑かつ競合する路線網、道路交通の混雑による路面公共交通システムの効率性低下等) はその解決の重要性・緊急性が高く、これに対し ATU は、誰もがアクセスできるインクルーシブな公共交通システムの構築を目指した公共交通マスタープランの必要性を認識している。

かかる状況を踏まえ、リマカヤオ首都圏における将来ビジョンを見据えた公共交通のあり方を検討するための支援として、ATU は案件名「リマカヤオ都市圏公共交通マスタープラン」を日本政府に要請した (2023 年)。

⁸ [Resolución de Presidencia Ejecutiva N.° 395-2025-ATU/PE - Normas y documentos legales - Autoridad de Transporte Urbano para Lima y Callao - Plataforma del Estado Peruano](#)

JICA は、リマカヤオ都市圏における公共交通に関する課題解決に向け、協力アプローチの検討を行うため、2024 年に「リマカヤオ都市圏において公共交通シフトがもたらす気候変動緩和効果に係る情報収集・確認調査（公共交通システムの検討）」（以下、「基礎調査 1」という）および「リマカヤオ都市圏において公共交通シフトがもたらす気候変動緩和効果に係る情報収集・確認調査（気候変動対策）」（以下、「基礎調査 2」という）を開始した。

基礎調査 1 においては、ATU が PMU の策定にあたって携帯電話位置情報とホームインタビューサーベイのデータを融合して作成した交通需要予測モデルをレビューし、必要な補完調査を行いモデル構造の課題を改善し、より信頼度の高いモデルに改良することとしている。また、基礎調査 2 においては、自家用車等利用者が公共交通利用にシフトすることによる温室効果ガス（GHGs）排出量削減効果の把握および継続的なモニタリング・報告・検証が限られたデータでも可能となる簡易な算定手法（MRV）の検討を行うとともに、JICA のコベネフィット型気候変動対策に基づき、交通の円滑化・効率化と大気汚染および気候変動対策の両立に取り組むこととしている。

本事業では、基礎調査 1 および 2 の成果を踏まえ、公共交通システムの問題・課題を把握し、将来交通需要予測や様々なクライテリアに基づく代替案評価を行い、効率性が高く、環境改善に効果的で持続性がある公共交通ネットワークおよび事業モデル（行政当局と運輸事業者の役割分担、運賃体系、事業資金調達手法等）について提案を行う。

ペルーは、SDGs 目標とパリ協定達成のため、2020 年 12 月に国連気候変動枠組条約へ提出した更新版 NDC（Nationally Determined Contribution）において、2030 年までの無条件 GHGs 削減目標を BAU 比 20%から 30%に引き上げた⁹。運輸通信省は、持続可能な輸送、鉄道インフラの改善、輸送におけるエネルギー効率という 3 つの開発課題に基づく 9 つの施策を提案しており、2030 年までに 108 万トンの CO₂ 排出削減が見込まれている（ペルー政府 2018 年）。こうした背景もあり、自家用車利用から環境にやさしい（CO₂排出量/人 Km が低い）公共交通システムへ利用を転換することがより一層求められている。公共交通マスタープランにおいては、ペルー運輸セクターの NDC を意識することとし、将来公共交通ネットワークの検討あたっては、CO₂削減効果を重視するとともに、削減量を定量的に示し、且つ継続的・定期的にトラッキング・モニタリング可能な MRV システムをマスタープランのモニタリング段階において活用を図る。

⁹ [COUNTRY CLIMATE AND DEVELOPMENT REPORT](#)

(2) 運輸交通セクター／リマカヤオ首都圏地域に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

日本は対ペルー共和国 国別開発協力量針（2023年9月）において、「経済社会インフラの整備と格差是正」を重点分野のひとつとして掲げ、その下で、持続的な経済成長を実現するためには、産業基盤の強化のための経済社会インフラの整備や格差是正の問題に取り組む必要があり、このため電力、交通等のインフラ整備を都市及び地方で支援していくとしている。対ペルー共和国 JICA 国別分析ペーパー（2023年3月）においては、公共交通アクセスの利便性、交通系 IC カード（LIMA Pass Card）の整備推進、各種マスタープランの整合性及び技術基準の整備といった観点から、複雑化する都市課題に対応することで、リマカヤオ首都圏の高齢者人口の増加への対応、基礎的な社会サービスへのアクセス向上を行う必要があるとしている。

また、同ペーパーにおいて、ペルー政府は森林破壊や森林劣化を抑える適切な管理、再生可能エネルギーの最大活用、GHGs を削減する交通システム、資源の有効活用を図る循環型経済、低炭素技術による産業発展に焦点を当て、GHGs の排出削減と吸収量の増加を促進していることが述べられている。また、JICA グローバル・アジェンダ「都市・地域開発：まちづくりクラスター」では、開発途上国で進む急激な都市化による交通渋滞や大気汚染への対応として、公共交通を軸としたグリーンでインクルーシブなまちづくりを重点課題と位置づけている。

低炭素、かつ気候変動の影響に対して強靱な社会を形成するためには、社会インフラの低炭素化、強靱化が不可欠である。本事業は、交通等のインフラ建設需要の膨大なペルーにおいて、低炭素で強靱な公共交通システムを検討することを目指しており、SDGs 目標 11「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」及び SDGs 目標 13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」に貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

- ・ Plan de Movilidad Urbana（米州開発銀行 2022～2025）
- ・ Urban Analysis, Prefeasibility and Construction Design Studies for Strategic Actions for Accessibility, Multimodality and Transit-Oriented Development in the Integrated Transportation System (SIT) of Lima and Callao（米州開発銀行 2023）
- ・ Country Climate and Development Report（世界銀行 2022）
- ・ Supporting the implementation of the urban transport national policy in Peru（ドイツ国際協力公社 2022～）

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、リマカヤオ首都圏地域において、公共交通マスタープランの策定を行うことにより、同首都圏の持続的な開発に資するもの。

(2) 総事業費

2.0 億円

(3) 事業実施期間

2026 年 7 月～2028 年 8 月を予定（計 24 カ月）

(4) 事業実施体制

主たるカウンターパート機関はリマカヤオ都市交通機構（ATU：Autoridad de Transporte Urbano para Lima y Callao）とし、ATU 総裁を本プロジェクトの合同調整委員会（Joint Coordination Committee。以下、「JCC」という）議長とする。

関係機関として、運輸通信省（MTC：Ministry of Transport and Communication）、住宅建設上下水道省（MVCS：Ministerio de Vivienda, Construcción y Saneamiento）、環境省（MINAM：Ministry of the Environment）、経済財政省（MEF：Ministerio de Economía y Finanzas）リマ市（MML：Municipalidad Metropolitana de Lima）、カヤオ市（MPC：Municipalidad Provincial del Callao）をプロジェクトチーム及び JCC メンバーに置く。

(5) インプット（投入）

1) 日本側

① 調査団員派遣（合計約 30 人月）

- 公共交通計画/ 業務主任
- 経済・財務分析・事業スキーム・マーケットサウンディング
- 鉄道計画
- バス計画
- 都市開発/TOD
- 交通管理
- 交通需要予測/ モバイルビッグデータ
- 環境社会配慮（SEA）/ インクルーシブネス
- 気候変動対策

- ② 研修員受け入れ
- ③ 各種ワークショップ、現地セミナーへの有識者派遣

2) ペルー側

- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
- ③ 現地有識者による支援

(6) 計画の対象（対象分野、対象規模等）

リマカヤオ都市圏地域及び ATU 管轄下の都市連続地域とする

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- ・ JICA はペルー国に対し『首都圏都市交通計画調査マスタープラン』の策定支援を目的とした、開発計画調査型技術協力「首都圏都市交通計画調査（フェーズ 1）」（2004 年）」および「首都圏都市交通計画調査（F/S）」（2007 年）を実施しており、ペルー政府は同マスタープランを参考に、リマカヤオ首都圏の都市交通インフラ整備等を進めている。現在の Supreme Decree では、メトロネットワークのうち 1、4、5 号線のみが公式化されており、ATU は本事業を通じて全ネットワークの公式化を目指したいと考えている。
- ・ 2013 年には基礎情報収集確認調査「首都圏都市交通基礎情報収集・確認調査」を実施し、『首都圏都市交通計画調査マスタープラン』の交通需要更新及びメトロ 6 号線の提案を行った。
- ・ 技術協力プロジェクト「TOD 能力強化プロジェクト」（2024）で作成された『TOD ガイドライン』が、2025 年 6 月に住宅建設上下水道省の承認を受け、ペルー国における都市開発手法のひとつとして TOD が導入された。本事業で策定される公共交通マスタープランでは、TOD プロジェクトで提案された方法論の活用と普及を図るとともにルートを選定にあたり、TOD のポテンシャルを考慮事項とする。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

米州開発銀行の支援により策定された PMU は、持続可能な都市交通システムを構築するため、モビリティ、土地利用、環境、インクルージョンの観点から包括的に交通政策を整理したリマカヤオ首都圏域を対象とした総合計画である。本事業においては、PMU の計画理念であるビジョンと原則を引継ぎ、公共交通分野についてより詳細な調査を行い、公共交通マスタープランを策定することを合

意した。

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類 (B)
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)に掲げる道路セクター等のうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
- ③ 環境許認可：本格調査にて確認。
- ④ 汚染対策：本格調査にて確認。
- ⑤ 自然環境面：本格調査にて確認。
- ⑥ 社会環境面：本格調査にて確認。
- ⑦ その他・モニタリング：本格調査にて確認。なお、詳細計画策定調査では、カテゴリ分類に基づき予備的スコーピングを実施し、その結果に基づき本格調査の環境社会配慮調査の TOR 案を作成し、合意済み。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得ている。

2) 横断的事項：

① 気候変動対策（適応・緩和策）

本事業は公共交通へのモーダルシフト促進による GHGs 等の温室効果ガス排出の削減により気候変動の緩和に資する可能性がある。ペルー国運輸部門の GHGs 排出量は総排出量の 26% を占め、最も多くの GHGs を排出している¹⁰。したがって、交通セクターの気候変動対策は重要である。

また、本事業においては、コベネフィット型気候変動対策を推進し、気候変動対策のみならず、交通セクターによる大気汚染の定量化についても検討する。大気汚染の改善により、呼吸器疾患等の健康被害を減らすことが期待できることから、気候変動への適応に資する可能性がある。

② 気候変動対策と SDGs

基礎調査 2 において、シナジー最大化・トレードオフ回避・最小化に向けた検討を行った。本事業においては、同検討結果を踏まえた上で、プロジェクト計画において SDGs とのシナジー最大化およびトレードオフ最小化に向けた検

¹⁰ [Peru.pdf](#)

討を行う。

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】■GI (S) ジェンダー活動統合案件
<活動内容/分類理由>

公共交通の運用にかかわる様々な役職への女性の就労が進んでいないことと、公共交通での性暴力への対応の強化が必要という課題に対し、本事業では、本案件のアウトプットである公共交通マスタープランにおいて、ジェンダーの分析結果とそれらジェンダー課題に対応に関する章を設けることとしているため。なおマスタープラン策定においては、ジェンダー平等化の取組に加え、社会的包摂性（ソーシャル・インクルージョン）の確保を検討軸のひとつとし、女性、子ども、高齢者、障害者等、様々な人たちにとって利便性・快適性・安全性・アクセシビリティの高い公共交通システムの実現を図る。

(9) その他特記事項

「実施および投資のためのタスクフォース」の設置

公共交通の整備・開発の主要課題のひとつは資金調達である。この課題に対処するため、マスタープランにおいて提案される主要プロジェクトについては、早期の情報共有を行い、関係者からの意見を募ることを目的とし、民間セクター、米州開発銀行（IDB）や世界銀行などのドナー機関及び投資家等を対象に、タスクフォースを設置する。タスクフォースの構成は、プロジェクト開始後、JCC およびテクニカルワーキンググループにおいて協議される。

4. 事業の枠組み

(1) インパクト（事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標）

効率的で誰もがアクセスできる公共交通システムの実現とそれによるモーダルシフトの推進を通じ、リマカヤオ首都圏の持続可能な開発を実現する。

(2) アウトプット

・都市交通計画（PMU：Plan de Movilidad Urbana）の理念を踏まえ、社会的・経済的なインパクトが高く、気候変動対策にも資する事業より構成されるリマカヤオ首都圏の公共交通マスタープランが策定される。

(3) 調査項目

- ① 「リマカヤオ都市圏において公共交通シフトがもたらす気候変動緩和効果に係る情報収集・確認調査」および PMU のレビュー
- ② 新規購入を予定しているビッグデータを使った需要予測モデル（M-TRES）の更新

- ③ 公共交通システムの将来ネットワークの代替案設定
- ④ 各代替案を達成するために要する概算費用と技術的・社会的な課題の検討
- ⑤ 各代替案の交通需要予測
- ⑥ 各代替案の経済的・社会的・環境的インパクト、費用、その他課題の総合な検討
- ⑦ SEA 実施による関係者からの意見招請、各代替案の戦略的な評価
- ⑧ 最適代替案の選定、それがもたらす社会的・経済的効果（総移動時間の短縮、大気汚染物質の排出量削減）およびそれを構成する幹線公共交通システムの適切なモードの提案
- ⑨ 最適ネットワークの段階的整備計画（短期・中期・長期計画等）の策定（優先施策の特定を含む）
- ⑩ 優先政策・プロジェクトの実施スキーム（公共事業または PPP、円借款、海外投融资等、適切な資金調達スキームを含む）の提案
- ⑪ 選定されたパイロット地区におけるフィーダーシステムのパイロットスタディ（現状の課題を把握した上での許可バスネットワークの改善のためのケーススタディ）
- ⑫ マスタープランの実施上の課題の特定と対応策の提言
- ⑬ マスタープランモニタリング方法論の提案

5. 前提条件・外部条件

（1）前提条件

特に無し

（2）外部条件

- ・ペルー政府の都市公共交通政策にかかる大きな転換がない。
- ・関係機関の権限が大幅に変更されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

（1）類似案件の評価結果

「ボリビア国サンタクルス都市圏交通マスタープラン策定プロジェクト」（評価年度 2021 年）においては、事業完了後に同マスタープランが県レベルで正式に承認されたが、事業完了 2 年後の政権交代により、大半の対象市においてマスタープランが引き継がれず、市の都市計画が当該マスタープランに対応して改定がなされていないこと、マスタープランの提案事業実施のための十分な人員や予算が配置されていなかったことが事後評価で指摘されている。政権交代による事業成果の継続性が失われる可能性がある国では、「事業が提案するアクションを実施するための人員を維持する

ことについて、実施機関から書面による合意を取り付けることが望まれる」、「合意文書があっても、政権交代による行政による予算措置を含む事業の継続性が維持されない場合を想定し、民間企業や学術団体等も事業計画に含めることの検討や、事業実施期間中からの事業広報も必要」との提言がなされた。

(2) 本事業への教訓

ペルーでは、2026年4月に大統領選の実施、7月に新大統領の就任があり、政権交代にともなう行政機関高官の交代が予測される。新政権下の関係行政機関のハイレベルに対して本マスタープランの重要性を周知するとともに、その意見もよく聴取し、本マスタープラン策定に反映を図る。

7. 評価結果

本案件は、リマカヤオ首都圏地域において、公共交通マスタープランを策定することにより、ペルー政府の国家戦略開発計画 2050 の優先課題「都市周辺部におけるインフラやサービス管理の不備」に都市計画策定（防災、気候変動緩和含む）の観点から貢献し、実施の意義は大きい。また本案件は「TOD（公共交通指向型都市開発）能力強化プロジェクト」（2021-2024）の効果拡大や、将来的な隣国への協力展開の足掛かりになることも期待される。

8. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる基本指標

（提案計画の活用状況）

- 1) 本事業で策定された公共交通マスタープランが ATU 理事会により承認され、マスタープランで計画されたメトロプロジェクトを正式に位置づける大統領令（Supreme Decree）が発出される。
- 2) 提案されたプロジェクトの実施に向け、気候基金が活用される。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完了3年後 事後評価

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する。必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う (R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等)。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ (案) 及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、半年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

4. 業務完了報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトのアウトプット、マスタープラン実現に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：公共交通及びフィージビリティスタディに係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案して下さい。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：中南米地域を始めとした途上国

② 語学能力：英語（西語ができることがのぞましい）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2026年7月中旬から2028年10月上旬まで本業務を実施することを想定している。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約 32.15 人月

業務従事者構成にあたっては、以下の経験を有する専門家を含める提案を評価します（要員計画の項目で評価します）。

- ・ 導入可能性調査（官民対話（マーケットサウンディング）、PPP事業として実施することの有効性や妥当性を検証するプロセス）に関わった経験。
- ・ 開発途上国におけるNDCの進捗管理支援および気候基金を獲得するための申請文書作成支援に関わった経験。

2) 渡航回数を目途 延べ40回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ▶ 戦略的環境アセスメント（環境社会配慮）調査

（4）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部 都市・地域開発グループ 第一チームから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ リマ・カヤオ都市圏公共交通マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査報告書(令和7年10月)
- ・ M-TRES（TransCAD10、36GB のメモリを搭載した PC 推奨）

2) 公開資料

- ・ 事前評価表

(情報収集・確認調査)

- ・ ペルー国 リマ・カヤオ首都圏において公共交通シフトがもたらす気候変動緩和効果に係る情報収集・確認調査(公共交通システムの検討) 最終報告書 (2026)
- ・ ペルー国 リマ・カヤオ首都圏において公共交通シフトがもたらす気候変動緩和効果に係る情報収集・確認調査(気候変動対策) 最終報告書 (2026)

(交通調査・都市開発)

- ・ ペルー国 首都圏都市交通計画調査 (フェーズ 1) 最終報告書 (2005)
- ・ ペルー国 首都圏都市交通計画調査 (F/S) 最終報告書 (2007)
- ・ ペルー国 首都圏都市交通情報収集・確認調査ファイナルレポート (2013)
- ・ El Plan de Movilidad Urbana para Lima y Callao
- ・ Guía de Desarrollo Orientado al Transporte-DOT
- ・ TOD 能力強化プロジェクト報告書

(PPP)

- ・ タイ国 バンコク都気候変動対策におけるアップストリーム支援に係る PPP 専門家派遣(有償勘定技術支援)ファイナルレポート

(気候変動)

- ・ 気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT: 緩和策 Mitigation)
- ・ 気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT: 適応策 Adaptation)
- ・ クリーン開発メカニズム (CDM) 方法論 ACM0016
- ・ タイ国 バンコク都気候変動マスタープラン(2013-2023年)作成・実施能力向上プロジェクト プロジェクト事業完了報告書(1). -
- ・ ベトナム国 ベトナム都市鉄道分野における測定報告検証(MRV)に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート
- ・ J-MRV ガイドライン
- ・ アジア太平洋統合評価モデル
- ・ Enhanced Transparency Framework | UNFCCC

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

| | 便宜供与内容 | |
|---|-------------|---|
| 1 | カウンターパートの配置 | 有 |

| | | |
|---|-------------|---|
| 2 | 通訳の配置 | 無 ※C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語はスペイン語です。 |
| 3 | 執務スペース | 有 |
| 4 | 家具（机・椅子・棚等） | 有 |
| 5 | 事務機器（コピー機等） | 有 |
| 6 | Wi-Fi | 無 |

（6）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パルー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
↓

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割され

ることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

174,158,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積りには含めないでください)。

※ 本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積り書とは別に見積り金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積りとして認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について（該当する口にチェック）

本案件は定額計上があります（11,500,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

| | 対象とする経費 | 該当箇所 | 金額（税抜） | 金額に含まれる範囲 | 費用項目 |
|---|-----------------------|------------------------|-------------|-----------|-------|
| 1 | 戦略的環境アセスメント（環境社会配慮）調査 | 第3章 2. (3) 現地再委託 | 10,000,000円 | 環境調査費一式 | 再委託 |
| 2 | 現地セミナー開催費 | 第2章 第4条 2. (6) セミナー | 1,500,000円 | 会場借上費 | 一般業務費 |

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

| 評価項目 | 配点 | |
|-----------------------------------|-------------|-------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | (4) | |
| ア) 各種支援体制 (本邦/現地) | 3 | |
| イ) ワークライフバランス認定 | 1 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (70) | |
| (1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法 | 60 | |
| (2) 要員計画/作業計画等 | (10) | |
| ア) 要員計画 | 5 | |
| イ) 作業計画 | 5 | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (20) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価 | 業務主任者のみ | 業務管理グループ/体制 |
| 1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u> | (20) | (8) |
| ア) 類似業務等の経験 | 10 | 4 |
| イ) 業務主任者等としての経験 | 4 | 2 |
| ウ) 語学力 | 4 | 1 |
| エ) その他学位、資格等 | 2 | 1 |
| 2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u> | (-) | (8) |
| ア) 類似業務等の経験 | - | 4 |
| イ) 業務主任者等としての経験 | - | 2 |
| ウ) 語学力 | - | 1 |
| エ) その他学位、資格等 | - | 1 |
| 3) 業務管理体制 | (-) | (4) |